働きかたに不満や不安を感じたら

労働組合へ

ひとりでも入れます

ひとりで悩まず、労働組合に相談してください。
労働組合は、あなたと一緒に考え、行動することができます。
ひとりでも入れる労働組合は、大阪府内の産業別・地域ごとにあります。

＼ぜひ、労働組合に入って、一緒に要求しよう！／

- きちんと法律を守らせた
- パワハラ・セクハラ一掃
- 残業代を支払わせた
- 有休などの権利が保障できた
- 非正規の差別を是正させた

そんな時は労働組合へ

相談

あなたと家族と仲間のために

賃金未払い・休みがとれない・突然解雇・パワハラ・セクハラ・・・

法律違反は許せない！

がまんしていては何も解決しません

秘密厳守
相談無料

フリーダイヤル **おおさか労働相談センター**
0120-378-060 月～金 10:00～18:00
メール相談 http://www.osaka-rouren.gr.jp/soudan/

全大阪労働組合総連合（大阪労連）大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館1階 2023

あなたの働きかたは大丈夫？

□賃金、残業代の不払いはありませんか？

賃金の不払いは違法です。賃金や残業代等の不払いの請求は2年間に遡って請求できます。

時間外労働の割増賃金表

時間外労働	25%以上
法定休日労働	35%以上
深夜労働（午後10時～午前5時まで）	25%以上
時間外と深夜が重なるとき	50%以上
休日と深夜が重なるとき	60%以上

□労働時間や休憩守られていますか？

労働時間は、1日8時間・週40時間労働が原則です。残業すれば割増賃金が発生します。
6時間以上働けば45分の休憩が発生します。

会社が従業員に残業をさせるには、従業員代表（従業員の過半数）との間で「労働基準法第36条にもとづく36協定」を結び、従業員への周知、労働基準監督署への届け出がなければ残業させることができません。

□休暇は取れていますか？

年次有給休暇（年休）は「6ヵ月勤務、出勤率が80%以上」で10日取得できます。パートやアルバイトでも一定の条件があれば取得できます。
年10日以上の年次有給休暇を付与された労働者には、基準日から1年の間に5日の年休を取得させなければならない義務が使用者に課せられています。

どの位の期間働いていますか？

6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月以上
10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

いまの事業所であなたは…

30時間以上の方
1週間に働く時間は？

1週間の勤務日数は
30時間未満の方
5日以上
4日
3日
2日
1日

□突然の解雇で困っていませんか？

一方的な会社による解雇・雇い止めは法律で禁じられています。また、どのような理由でも退職強要は違法です。

□セクハラ・パワハラ・いじめに悩んでいませんか？

セクハラ・パワハラ・いじめの解消・防止は事業主の責任です。
もし、セクハラ・パワハラ・いじめにあったら、「いつ」「どこで」「誰に」「何をされた（言われた）」かを、メモなどに残しておきましょう。

□辞めたいのにやめられない

退職の申し出は労働者側から労働契約を終了する旨の意思表示であり、会社の承認までは必要ありません。詳しくはご相談ください。

賃金・労働条件は、労働基準法など法律で決められています。中小企業でも法律を守る義務があります。

2020年施行のパートタイム・有期雇用労働法により、正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差が禁止されます。